

第2回川崎市環境審議会脱炭素化部会（議事録）

- 1 **開催日時** 令和4年7月27日（水） 14時00分～16時00分
- 2 **開催場所** JA セレサみなみビル3階会議室
- 3 **出席委員** 藤野部会長、赤川委員、浦野委員、大川原委員、小林委員、小泉委員、志水委員、田村委員、平野委員、村上委員、和合委員（11名）
※藤野部会長、小林委員、田村委員、和合委員以外はオンライン参加
- 4 **事務局** 井田脱炭素戦略推進室室長、神山脱炭素戦略推進室担当部長、内田井脱炭素戦略推進室担当課長、石塚脱炭素戦略推進室担当課長、加藤脱炭素戦略推進室担当課長、鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐、両瀬脱炭素戦略推進室担当係長、飛田脱炭素戦略推進室担当係長
須山建築管理課課長、笹川建築管理課担当係長 他
- 5 **傍聴者** 2名
- 6 **議題**
 - 議題1 報告事項1 全体スケジュールの確認
 - 議題2 報告事項2 前回部会での主な御意見と事務局見解
 - 議題3 報告事項3 事業者ヒアリング結果
 - 議題4 審議事項1 条例改正に向けた重要施策の考え方（答申）【素案イメージ】
 - 議題5 審議事項2 （仮称）再エネ義務・支援等総合促進事業の全体素案
 - 議題6 審議事項3 （仮称）新たな事業者評価・誘導支援制度の全体素案
 - 議題7 報告事項4 今後のスケジュール・次回の開催
- 7 **資料**
 - 資料1 全体スケジュール
 - 資料2 前回部会における委員の主な御意見と事務局見解
 - 資料3-1 （仮称）再エネ義務・支援等総合促進事業に関する事業者ヒアリング結果
 - 資料3-2 （仮称）新たな事業者評価・誘導支援制度に関する事業者ヒアリング結果
 - 資料4 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について（答申）【素案イメージ】及び同補足資料
 - 資料5 （仮称）再エネ義務・支援等総合促進事業の全体素案

- 資料6 (仮称) 新たな事業者評価・誘導支援制度の全体素案
- 資料7 今後のスケジュール・次回開催について
- 参考資料1 部会委員名簿
- 参考資料2 本日欠席委員による意見・コメント
- 参考資料3 基礎資料集1 「(仮称) 再エネ義務・支援等総合促進事業関連」
- 参考資料4 基礎資料集2 「(仮称) 新たな事業者評価・誘導支援制度関連」
- 参考資料5 基礎資料集3 「その他市政全般」
- 参考資料6 事業者ヒアリング項目 ((仮称) 再エネ義務・支援等総合促進事業)
- 参考資料7 事業者ヒアリング項目 ((仮称) 新たな事業者評価・誘導支援制度)

8 議事内容

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

ただいまから、令和4年度第2回川崎市環境審議会脱炭素化部会を開催させていただきます。本日はオンラインと対面のハイブリッド開催となっており、通信回線の音声や乱れなどが無いよう努めてまいります。一部乱れ等がございましたらご了承、お申し付け頂ければと思います。

私は、本日の司会を務めさせていただきます。環境局脱炭素戦略推進室担当課長の内田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに委員の出席状況等について報告させていただきます。委員13名中11名に参加いただいています。従いまして、環境基本条例施行規則第14条の2第5項で準用する第14条第2項の規定に基づき、半数以上の委員のご出席により、本日の会議が成立していることを報告申し上げます。

また、本部会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例により、原則公開としており、本日の配布資料及び会議録につきましては、本市ホームページに掲載させて頂くとともに、公文書館等で閲覧に供することとしております。なお、議事録につきましては、環境審議会と同様、委員名が分かる形で作成させていただきます。

それでは、部会の開催にあたり、当室長の井田よりご挨拶申し上げます。

○井田脱炭素戦略推進室長

皆様こんにちは。脱炭素化部会第2回目でございます。本日も忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。

第1回いろいろと宿題の方もいただいております。この間、ヒアリング等を事業者の方などからさせていただいたところがございます。まだまだ課題、異論点整理しなければいけないことがたくさんあるかと存じております。本日、忌憚のないご意見を出していただきまして、よりよい制度構築に向けて、事務局の方でも検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれからの議事は、部会長にお願いしたいと存じます。藤野部会長、よろしくお願ひいたします。

○藤野部会長

皆さんどうもこんにちは。暑い中お疲れ様です。今日は午前中、川崎市が選ばれました脱炭素先行地域の現地をご案内頂いた。提案書を読んだ時よりはるかにいいなと思ったが、とても謙虚で、まだまだ足りていないので是非色々なことをもっとやりたいということをおっしゃっていた。川崎市は広いので、溝口に限らず7の行政区全てで、2050年を待たずに脱炭素は当然として豊かな市になってほしい。特にエコファクトリーの斎藤さんなどが、みんなの意見を取り入れつつ、楽しく分かりやすくされていたことが非常に大切だなと思いました。本部会での議論はかなりテクニカルな話が多いのですが、最終的には分かりやすく、皆さんがこうすれば参加できるなってイメージが湧くようなものにして頂きたいなと思っています。是非今日も皆さんからそういった観点もよろしければ含めながらご意見を頂けたらと思います。

今日はとっても議事が多いので、報告事項1から3と審議事項1まで、事務局の方からまとめてご説明をお願いします。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

川崎市脱炭素戦略推進室の両瀬でございます。報告事項1から3と審議事項1をまとめ、資料1から4までをご説明させていただきます。

まず資料1に関して、現在の状況といたしまして第2回となっております。こちら今年度末頃の条例改正を目指し、11月頃に答申・パブコメを実施するための準備を進めている状況でございます。次のスライドでは審議会の状況として、今回初めて答申の全体の骨子をお示したいと考えております。また前回議論いただいた再エネ義務制度と評価制度について素案を提示する予定でございます。

次の資料に移ります。資料2につきましては前回部会のご意見に対する事務局の見解をまとめております。こちら全て資料に反映している状況でございますので、後ほど各資料の方で部会のご意見を頂いた内容を公開しているといったことも紹介しながら資料説明させていただきますので、この場では割愛をさせていただきます。

また、資料3-1でございますが、こちら再エネ義務制度に関するヒアリングの状況について纏めている状況でございます。こちら今回資料のボリュームが非常に多い関係から割愛させていただきますが、今後もヒアリングを重ねる予定でございます。次回の部会でも、また事業者へのヒアリングをさらに増やした形でご紹介させて頂きたいと考えております。

同じく資料3-2でも新たな評価・支援制度に関するヒアリングを10社程度実施したところでございます。現在追加のヒアリングであったり、あるいは先週行いました事業者説明会で頂いたご意見なども取りまとめています。部会でもご紹介させて頂く予定でございます。

すので、後ほどご覧頂ければと存じます。

なお、参考資料で簡単に触れさせて頂きますが、参考資料 6 では再エネ義務に関するヒアリング資料とヒアリング項目について記載しております。

同様に参考資料 7 でも同じく事業者ヒアリングといたしまして、新たな評価支援制度に関してこのようなヒアリングを行っていると言ったことを整理しております。

報告事項は以上でございますので、まず審議事項 1 をご説明させていただきます。

資料 4 をご覧ください。資料 4 が答申の素案に向けたイメージでございます。今回の答申の構成といたしまして、基本的事項の後、第 1 章は地球温暖化対策強化の必要性の背景等、第 2 章では川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要、第 3 章では背景を踏まえた対応の考え方、そして第 4 章、第 5 章にてそれぞれの再エネ義務制度の新たな評価制度の考え方を示すといった資料構成となっております。

このうち第 4 章、第 5 章につきましては次の審議事項 2、3 で別のスライドでご説明させていただき予定でございますので、今回の審議事項 1 答申案につきましては特に第 1 から 3 章に関するご意見をいただければと考えております。

それぞれボリュームが多くなってございますので、各種第 1 章、第 2 章もまとめのページで内容をご説明させていただきます。

22 ページをご覧ください。第 1 章では背景について整理してございますが、まず気候変動の影響といたしまして、気候変動に伴う被害の顕在化、リスクの増大などを示しております。そういった状況を踏まえまして、国際的な環境等がパリ協定 IPCC 等の中で定義されてまいりまして、そういった背景も踏まえながら世界的に脱炭素化の競争が激化している状況でございます。国内に目を向けますとこういった世界的な動向を踏まえまして、温対法の制定、カーボンニュートラルの法定化等の環境整備さらにはその下に国内の産業競争の激化等が影響としてございます。こういった国内外の動向を踏まえまして、川崎市の状況についても第 1 章で整理しております。右側には川崎市の状況といたしまして、川崎市が政令市最大の温室効果ガス排出エリアであったり、川崎も製造されたものが世界で使用されている点、また左には電力需給の話などを整理してございまして、こういった背景を踏まえまして、川崎市としましては昨年末に地球温暖化対策推進基本計画を改定いたしまして、今回ご議論いただいております再エネ義務制度と新たな強化支援制度を進めていくといったことを位置付けております。このような流れのものをより詳細なことを第 1 章にてお示ししている状況でございます。

続きまして第 2 章につきましても、まとめのページで簡単にご紹介させていただきますので、32 ページをご覧ください。こちら第 2 章では地球温暖化対策推進基本計画の概要をまとめてございます。第 2 章では 2030 年度の温室効果ガス削減目標の設定と、再生可能エネルギー導入目標を基本計画の中に位置づけてございます。また、同じ第 2 章の中では、それぞれの目標につきまして、現状の推移のままでは達成することができない状況であることを整理しております。このような状況を踏まえ、目標達成に向け川崎市として 5 大プロジェクト

を中心に進めていくことを定義しておりまして、この中で新たな評価制度であったり再エネ導入義務といった制度を検討している状況でございます。

以上が第 1 章、第 2 章のまとめであり、お時間の関係もあるため第 3 章以降は説明を割愛させていただきまして、事前に資料をお送りしておりますので、1 から 3 章についてご意見を頂ければと考えております。

参考資料 2 では今回ご欠席となってしまいました馬場副部長からのご意見をまとめております。

審議事項 1 の説明は以上でございます。

○藤野部長

どうもありがとうございました。次第の真ん中辺りに、追加意見があれば 8 月 2 日火曜日目途に事務局までご連絡をお願いしますと書いてありますので、もし後で言いたいことがあればチャンスがありますので追記意見を事務局まで連絡していただきたい。あと事務局にお願いは、前回の議事録を第 3 回の部会資料として添付していただきたい。それから追加意見があったところはその旨も明記してなければならないとして、それに対してどう対応したかもあれば、それも含めて第 3 回には準備して頂きたい。

それではまず報告事項の 1 から 3 と審議事項 1 に関してご意見よろしくお願ひいたします。オンラインの方はリアクションボタンを押すと手を挙げる機能があるため、できましたら手を挙げる機能を挑戦していただくか、顔出しして話していただきたい。よろしくお願ひします。

小林委員をお願いします。

○小林委員

審議事項についての考え方です。1 点だけなのですが、背景に関するご説明の中で、p 9 に改正温対法の中に 2050 年カーボンニュートラル宣言が基本理念として法に明確に位置づけられた旨のご説明をいただいた。一方で、2021 年の法改正では再生可能エネルギーの促進に関しても政策としていれるよう記載がある。再エネ義務化について、背景にそちらも入れるべきではないか。自治体に取り組むよう記載があるので、そちらも記載してほしい。つまりカーボンニュートラルというグローバルの機運を受けた個別の業者さんの達成よりも、自治体がやれと書いてあるという方が根拠になると思いましたが、それだけです。

○藤野部長

ぜひ、ご検討ください。他はいかがでしょうか。もし今時点でなければ、後でももちろん気が付いたところは 8 月 2 日までにコメント頂けたらと思います。

審議事項 2 の再エネ義務・支援等総合促進事業の全体素案について、事務局から説明をお願いします。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

続きまして、審議事項2、資料5の再エネ義務・支援等総合促進事業の全体素案について説明させていただきます。最初の方のスライドにつきましては、制度背景となる目標等のスライドでありますので、こちらの背景の部分については、この場でのご説明は割愛させていただきます。内容といたしまして、スライド6からは具体的な制度内容でございますので、スライド6から説明させていただきます。

今回は制度の全体像として再エネ義務に関する制度と合わせまして総合支援の枠組みについてセットで検討を進めている現状でございます。この中で前回の部会の中で小林委員からコメント頂きました再エネ電力調達につきましても、一定の条件の中で加えるような形の制度を今検討しているところでございます。

まず始めに義務制度について、現時点でのイメージでございます。こちら、3種類の義務制度を想定して各種資料を作成したところでございます。

一つが2,000㎡以上の新築建築物の建築主への設置義務、また2,000㎡未満につきましては、年間5,000㎡以上供給する事業者に対する設置義務でございます。さらに説明義務といった3種類の制度を想定してございます。

スライド8にて、まず義務の一つ目といたしまして、2,000㎡以上の増築建築物に対する考え方でございます。義務対象者となる建築主の義務量について、現在想定といたしまして京都市と同等の規模を想定しておりまして、2,000㎡の建物に対しては約5.5kWとすることを想定しております。

また、比例的に伸びていきまして、1万5,000㎡以上の建物につきましては41kWとすることを想定しております。この考え方は、後ほど別のスライドでご説明させていただきます。また、対象とする設備につきまして、いわゆる再エネに関する設備の他、一定の条件を満たす場合は再エネ電力調達を認めるような制度としてはどうか、ということ定義しております。また除外規定も、日影等の諸条件を整理した上で、今後固めていくといったことを定義してございます。

次のスライドでは、義務①を実施した場合のカバー率でございますが、2,000㎡以上の建物は市内に56件ございます。市内の年間新築・増築の建築物の約1%の建物が、この制度の網にかかるといった制度でございます。

また次のスライドでは、それぞれの数値の考え方といたしまして、2,000㎡は建築基準法の適合基準や本市のCASBEE制度、また京都市の設定の考え方と同等規模を参考に設定したものでございます。下限値といたしまして、こちらも京都市の数値を参考に設定し、消費エネルギーの3%程度、一体の場合は低めに設定したところでございます。他方で上限値41kWにつきましては、50kWを超えた場合の電気主任技術者選任等による、事業者への負担が増加するといった状況もございますので、初期値としましては41kWと設定しているところでございます。

続きまして次のスライドでは、義務制度の二種類目についてでございます。こちら年間の

市内供給建物の延べ床面積が 5,000 m²以上の事業者に対して設置義務を設けるものでございます。義務量といたしまして、年間受注等数×要求下限量から現時点想定として 2kW 程度を想定しております。設置可能率につきましても、85%程度といった掛け算の方式による義務量の設定を想定したところでございます。

次のスライドでは、最終的には川崎市バージョンを作る予定ですが、現時点では東京都の事例を引用してございまして、こういった計算の考え方によって全ての建物に必ず設置するというよりは、供給量全体の中で義務量を満たしていく、といった考え方でございます。また、吹き出しのところもございます通り、建物種類に応じて、太陽光の設置のしやすさも異なってくるかと考えておりますので、そういった建物の種類に応じた義務量の分け方等についても、必要かどうかをご意見頂ければと考えているところでございます。

また次のスライドでは、この制度のカバー率として、市内 600 社中 23 社程度が対象事業者となります。またこれの義務化による市内の建築物の影響といたしまして、大体 56%が対象建築となり、国の掲げている 2030 年度の目標とほぼ整合するような数値になるような形で設定したところでございます。

次のスライドでは考え方として、年間供給量 5,000 m²が、この建築物の対象物の課題といたしまして、国の目標と整合するといった考え方で整理しております。東京方式の設定と同等に記載してございますが、川崎で言う 5,000 m²が東京都ですと 20,000 m²という数字でございまして、川崎の規模ですと 5,000 m²以内といったものでございます。また要求下限量につきましても、事業者ヒアリングでの実績値等から想定する数値を設定したところでございます。

設置可能率につきましては、現時点では、委託調査を行っている最中ではございまして、最終的には精緻な値を入れていく予定でございまして、現時点では東京都が公表している数値を仮置きで記載してございます。また、除外規定といたしまして、日当たりや建築構造の欠陥等を踏まえまして設置が相応しくない場所は除外した上で、義務を課していくことを想定してございます。

続きまして、次のスライドは説明義務化の説明でございまして、書面にて説明書を交付するような制度を現在想定しているところでございます。

また次のスライド以降が支援制度、総合支援の枠組みについての説明でございまして、支援制度を検討するにあたりまして、事業者ヒアリング等を実施した中で、①～④にあるような課題が消えてきたところでございます。このような課題に対して、各対応の方針を整理してございまして、この対応方針を踏まえた総合的な支援を次のスライドで整理してございまして、

次の 17 スライドが各課題に対応する支援制度のイメージでございまして、中央にある青枠は、新たな総合支援の枠組みとして、イメージといたしましては、再エネの促進センターのような機能を持たせ、その中で様々な建設業者、電気事業者、地域エネルギー会社等に参画していただきまして、参加者に限った補助制度の活用、参加するにあたり研修や資格取得等

を条件にすることを想定したところでございます。これを活用し、広報をしっかりと展開し、制度を浸透させてご理解いただくことが一番重要と考えております。

また合わせまして、補助制度をしっかりと実施するような総合支援の枠組みを作ることも必要と考え、検討案として定義したところでございます。

次のスライドでは、義務制度の導入効果として、再エネ導入目標の43%に相当することを記載しております。

次のスライド以降では、東京都が現在想定している条例改正の全体像や、メディアの反応等をまとめたページでございまして、割愛させていただきます。

本日ご意見を伺いたい内容といたしまして、大規模な建築物を2000㎡以上と設定することの可能性について、中小規模の建築物について年間供給量5,000㎡以上と設定すること、またこの義務の考え方として年間の棟数に要求する下限量と導入可能率を乗じていくこと、その他一定の条件のもとで再エネ電力調達を認めるとことについて、ご意見を伺えればと考えております。また、最後に導入支援策として、義務対象の建築物以外も含めまして総合的に支援を進めことの、妥当性についてご意見を伺えればと考えてございます。

こちらについて、同じく参考資料2にて馬場副部長からご意見いただいております、簡単に紹介させていただきます。参考資料2の中央付近に、この線引きのライン等は概ね妥当ではないかといったご意見。また、事業者へのヒアリングを踏まえると2kWというものの自体の確定が困難といったご意見をいただいております、様々なケースの検討が必要ではないかと。また、しっかりと制度を周知するため、誤解の招かないような丁寧な説明が必要であるという視点。また、義務と支援をセットで進めていくと、廃棄プロセスも含めた取り組みをしっかりと進めていくこと。また、SDGsに沿っていることを協調した方がいい、といったご意見をいただいております。

資料の説明は以上でございます。

○藤野部会長

ご説明ありがとうございました。幸いにして説明時間が余っていることと、資料3-1に関する事業者からの意見を全て打ち返していかないと、提案してもちょっと意味がないのではないかと私自身は思います。議事の進め方としてまずこの資料3-1を少し丁寧に見て、今ご提案している提案にちゃんと反映されているのか、まだ課題が残されているのか、こちらを整理してから委員の方からご意見頂けたらと思います。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

はい、承知しました。それでは資料3-1を追加でご説明させていただきます。資料3-1の中で様々なご意見をまとめたところでございまして、特にポイントとなる部分を赤字で整理しておりますので、こちら紹介させていただきます。

例えばPPAモデル自体を手法として知らなかった、この説明を進めていけば、お客様に制

度の説明を実施しやすいのではないかと、といったご意見ですとか、高さ制限の緩和等、諸条件を明示する必要がある。また今後、建築物省エネ法の改正の中で…

○藤野部会長

すみません。できたら一つずつ潰していければと思いますので、そうですね、そうなのか、違うのか、具体的に一つずつ説明してください。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

失礼いたしました。特に PPA モデルについては、こういった様々な手法が検討され認知されていく必要があるということが重要でございますので、総合支援の枠組みの中でしっかり周知・広報していきたいと考えているところでございます。

続きまして先ほどの高さ制限…

○藤野部会長

赤字だけではなく黒字ですね。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

大変失礼いたしました。

こちら東京方式を採用した場合は、事業者によって義務対象か否かが異なるので、義務対象ではない事業者にお客さんが流れてしまうと、こちらは大規模な事業者については一定の事業者責任というのはあるかなと考えている一方で、極端に流れていくような形ではよくないと考えておりますので、総合支援策とセットで…

○藤野部会長

懸念はあるというのは事実で、そこは対応しないといけないという感じで答えて頂ければ良いです。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

はい、懸念があると考えてございます。

続きまして再エネの導入だけではなく省エネの検討についてでございますが、こちらはあくまで国の法律等に基づきしっかり取組を進めているため、再エネに特化した制度にすべきではないかと考えているところでございます。

続きまして、高さ制限等の諸条件を明示し、しっかり除外規定等も議論しなくてはならない、そういう意味では課題があると考えております。

併せて周知期間についても、しっかりとした周知期間として例えば1年間等、長期的な周知をしていく必要があると考えてございます。

また、建築物省エネ法改正を踏まえた設置義務の費用負担については、課題として認識はしてございますが、費用負担を抑えた手法など PPA 等もございますので、そういったあたりをカバーしながら解決できないかと考えてございます。

続きまして、設置義務化にあたって事業者、建築物の大きさで分けるのではなく全てを対象について、初めから全建築物を対象にするのは大きな課題や現実性ですとか非常に難しい点が多いと考えておりますので、一定の枠を絞った上で義務を取り組むことが適切と考えてございます。

○藤野部会長

今後上手くいけば広げていく可能性は十分あるということですね。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

そうですね。小さく始めて大きくすることはあり得ると考えてございます。

続きまして、PPA モデルも同様に広報が重要であるという意見でございます。

続きまして、現在太陽光の導入が進み FIT 価格が下がったという点については、実態としてそうではございますが、今回それを上げていくべきものだという風に考えてございます。

また、注文住宅の場合は拒否されてしまうと事業者としては手の打ちようがない。設置可能率を達成するために次に建てる住宅から全て設置するというのもなりえるため公平性に欠けるということがございますが、全ての建物に必ず設置する必要があるわけではないので、パーセンテージの中で目標を達成していただくような柔軟性を持たせる必要があるということでそれを制度に想定しようとしているところでございます。

続きましてこちらのご参考意見と言うことで、実績として 2kW 程度のものを当時導入していたというご意見でございます。

続きまして次のページでございますが、PPA モデルによる手法について、活用実績を踏まえた支援制度を考えているところでございます。

また、太陽光に良いイメージがなく顧客に勧めづらいという意見もある。これは、正しい理解を基にメリット等も示し、しっかり支援策の中で広報していくことを考えております。

また、次については、御意見かと思いますので割愛させていただきます。その下の当社で扱う建売住宅購入者の関心として、価格、立地、間取りというところでございますが、価格の影響ですとか、そういった部分は広報や支援制度の中でいかにうまくできるかがポイントではないかと考えております。

○藤野部会長

制度開始時期が遅いほどありがたいとのコメントがあるが、それで良いですか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

ここにつきましてはバランスが大事だと思いますが、やはり気候変動の問題を考えますと、今すぐにやらなくてはならないといたり非常に重要だと思っておりますので、バランスを見つつ最短でやるべきではないかと考えております。

○藤野部会長

今一年のその試行時期を検討されているのか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

周知期間として1年程度とすることを考えているところです。

注文住宅はしっかりと説明義務なども使いながら誘導していきたいと考えております。

また、設置可能率 85%という数値を議論する際、縦長の建物は課題の一つだと考えております。この 85%に対してさらに除外規定を設けるか、等しく 2kW にするかどうかは重要課題と捉えてございます。

また、PPA モデルの事業者連携についても、総合支援の枠組みでの連携もしっかり踏み込んで実施していきたいと考えております。

その下のエネルギー会社については意見を考えているので割愛させていただきます。

その下の 2kW の義務量に対するご疑問について、こちらも先ほどお伝えしたような形のイメージでございます。

その下の分譲住宅で過去調査された件について、2kW 程度が最大だったため、2kW、85%は非常に厳しいという印象があるといったところでございます。こちらも除外規定や実績ベースの数値等も把握した上で、パーセンテージを設定する必要があると考えております。

また、その下の現在注文住宅・分譲住宅ともに設置を行っていないと、過去の FIT ブームからかなり落ち着いてしまったというご意見として受け止めたところでございます。

また、その下の購入者から求められていないという点についても、どう変えていけるかがポイントだと捉えてございます。

また、ZEH 等の義務履行の手段として、省エネの対象とすると選択肢が広がるのではないかとしましては、先ほどのお話として再エネ調達もございますが、いわゆる設置が困難な建物に対し、例えば省エネをしっかり実施していれば、あるいは再エネ電力調達していれば除外する等が除外規定の参考になり得るかなと考えてございます。デザイン性を重視しているということで太陽光自体がデザイン性の悪化にもなるため、省エネの方がとっつきやすいという点は、今後再エネもしっかり検討した上でのデザイン性を考慮して頂く必要があると考えております。

ニーズがないといったご意見については、しっかり総合支援策を実施していきたいと考えてございます。準備期間につきましては、先ほどお伝えした通りでございます。

続きまして、3 ページ目でございます。1 つ目はご意見であるため割愛させていただきます

す。

2つ目の、太陽光パネルを設置している住宅の近くで施工した場合については、日影は除外規定として検討していく必要があるととらえております。また、太陽光パネルだけでは費用対効果がよくないため蓄電池とセットすることについても、総合支援の枠組みの中で、蓄電池の補助を検討していく必要があると、重要と捉えてございます。

またその下の、非常に建築面積が小さい建物が多く、2kWを設置できないに関して、小さくて3回建ての建物等に対する除外規定の考え方や義務量の設定の考え方は、考慮すべき課題であると考えてございます。

PPAによって恩恵もあるだろうが、建設業者にもコスト増への補助金があっても良いのではないかと、いう点については、どのくらいコスト増加への影響があるかというのは調査の必要性は考えておりますが、建築への補助までの影響はそこまでないかと認識してございます。調査次第ではございますが、ここへの補助は少し厳しいと考えております。

また、義務化されると再エネ設備の需要が急増し、ハウスメーカーで取り合いになる可能性があり、義務量確保の懸念がある点については、そこまで行けば非常に良い話であるため、そこに至った場合に改めて制度の検討・見直しが必要になると考えてございます。

最後6社目でございますが戸建住宅については事例がありましたが現在は推奨していないといった意見が各社ございました。2kWは実際やはり小さな建物は難しいといったご意見をいただいております。一方で2kWを下回ると発電効率下がると、こちらも仰る通りですので、義務量は2kWで設定しつつも、可能率で変えていくことが重要ではないかと考えております。

また、メンテナンスの不安についても、国のガイドライン等もございますので、正しいやり方や、正しい理解を広めることで解決できるのではないかと考えてございます。

また、省エネ部分を算入というところにつきましては、先ほど省エネに関する見解の部分と同じでございます。

続きまして、太陽光パネル設置業者が営業に来ることはあるが現在事業展開を想定していない意見につきましては、こちらしっかり枠組みの中で、パッケージで連携していけるよう総合支援の枠組みで検討できればと考えてございます。

最後まとめですが、いま回答した辺りのところをまとめたところでございまして、今回6社というところがございますが、あえてZEHビルダなどに入っていない事業者、市内事業者中心に実施したところでございます。今後、逆に進めている事業者というのも幅広くご意見を取りまして、第3回の部会でも事業者の意見も踏まえた回答をご紹介させていただきたいと考えてございます。

長くなりましたが以上でございます。

○藤野部会長

はい、どうもありがとうございます。こちらのリクエストに応じて頂いてありがとうございます。

いました。ここは結構しっかり時間とっていますので、必ず1人1回は発言していただけたらと思っております。どなたからでも構いません、お願いします。

はい、田村委員お願いします。

○田村委員

法律の立場から気になるのが、義務化部分はかなり多い訳ですが、義務違反が起きた時にはどうするのか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

はい。義務違反での対応というところでございますが、まだ確定的なものではないのですが、今幅広く検討している中で、京都市が既に実施している事例などを考え、同じレベル感ですと、まず勧告をさせて頂き、罰則や建物の設置を認めないというよりは、義務を達成しなかったということを公表することでコンプライアンスへ訴えかけまして、義務をしっかり達成して頂く制度をイメージしているところでございます。

○田村委員

勧告公表を取ったときに、条例制定の場合、絶対注意しなければならないのは、制度を作る側は勧告は行政処分ではないという考えでやるでしょうから、したがって手続き条例の適用はありませんよね。そうすると意見聴取規程を必ず置かなきゃいけない、ここは立法上の注意が必要であろうかと思えます。それから公表の性格は少なくとも所管課としてはどう捉えているのでしょうか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

いわゆる公表自体が制裁的なものを想定しているものではなく、制度を作った行政側として説明責任を果たすことを前提として、それを市民、事業者様に広く公表するといったものが前提でございますが、ただ結果的に公表された事業者に制裁的なものが働いて、義務を満たすような誘導に繋がるような要素はあると考えてございます。

○田村委員

やはり説明責任として公表するのかそうではないのか整理しておく必要がある。

さらに条例制定や改正の時に頭に置かなければならないのは、場合によって勧告は、所管課としてあるいは少なくとも川崎市としては行政処分ではないと。

行政指導の一番レベルの高いものと、ただその公表とセットにして、その後半でおっしゃったような位置付けを公表が効果として持つという場合に、最高裁判所が平成17年度以降、完全に考え方を変えている。

茨城県、富山県の事案で、医療法30条の7の病院開設中止勧告、これは少なくともそれ

までの行政実務では処分ではないという考えですが、これ行政処分だという判断になっていますよね。

それから川崎市の所管空き家等対策特別措置法、この勧告も、実務的な見解では、処分ではないという見解もちろんありますが、一方で処分だという見解もあって、現実にあの問題に法的な問題になったときに、どちらの判断か分からないってことになりますので、やっぱり作る方としては、そういうところも踏まえた上で、どういう制度設計をして、どういう説明をその制度についてするのか、ここら辺をきちんと固めておいた方がよろしいのではないかとこの気はします。

○藤野部会長

非常に重要な御指摘で、もう少し更に固まってきて、どのような法的措置をとるのか、間違いが起こることはないようやって頂きたい。必要に応じてご迷惑かもしれないですけど田村委員と個別にやって頂きたいと思います。その他いかがでしょうか。是非お願いします。

○小林委員

答申の本文を読ませていただいた。まず結論的には大賛成です。今いただいた意見を踏まえてしっかり検討を進めていただきたい。

一方で、規制しなければならない理由の迫力がない。色々な書き方があると思うが、そもそも温対法上の温暖化防止の責務は国民を含めて負っていることが大前提である。ご家庭もカーボンニュートラルをしなければいけないというのが大前提である。なぜやらなければならないのかを積極的に書いていただきたい。

投資の規制については例えば家電製品のトップランナー制度など、日本ではやっていないが海外では大量生産品の環境性能の規制は一般的に行われている。個々の建物を建てる人には最終的に義務を課すことについては、大きく建てるものが今のご時世であるが、たくさん作って売る人にも義務をかけることも考えられる。少し丁寧にそのあたりの説明をして頂きたい。規制しなきゃいけないんだと。

そもそも環境保全に対してお金を払えないからやらないというのは、理屈ではないので、お金がかかるからやらないというのはいけない。ただどんな施策も副作用があるので、事細かに上げて、副作用は副作用として対処する。副作用があるから規制を緩めることは本末転倒である。そもそも規制をすべきかどうかは副作用と関係ない。副作用は副作用として対応することを頭の整理をして頂きたい。副作用について、東京都のパブコメを見てみると、ここに取り上げたこと以上に沢山でているので、そのあたりへの反論や強化もしておくと思います。

理屈としてまっとうだなと思うのが東京や川崎などは建て詰まっており、費用対効果も悪い。田舎でやっていただき、再エネを買ってくるなど、費用対効果がよい取組もあるかもしれないが、経済的利益を得られている人が環境費用を高くても払うのが筋だと思うため、

審議会の答申で議論するのであれば記載しておく必要がある。副作用に対する例示がまだ少ないように思います。

総合支援策はすごく大事であると思います。義務を果たすことに伴う総合支援策、義務対象者への支援、設置者側や建築コストに関する議論もあるが、いずれにしても規制を受ける事業者への支援、それを間接的に少し高くなることで家を建てることになった方への支援や説明責任に対する検討について頑張ってもらいたい。

その結果として、制度によって得られる利益・コベネもある。具体的には、災害時に安心だのような話や経済性がある。例えば20年経てば倍儲かる等の話がある。規制をした結果色々なことも起こるが、得もあることは記載すべきだと思います。

それから正直、川崎市動向の話ではないが、太陽光をここまで増やしてどうするのかという議論もあるので、お昼や日曜に電気が余ることもあるため、蓄電池施策とセットで議論する必要があると思います。それからFITが安くなってしまおうという議論もあったが、再エネ電気は非常に大事なものであるので、どう使っていくのか、FITで売るとは日本中に売ってしまうことになるので、川崎市の排出量は下がらない。それでいいのか、FITを頼りにすることはそういうことになります。川崎市の排出量削減につなげる絵姿も必要だと思います。

川崎市の中で良いことをするんだというために、FIT頼りにして全国の排出量を下げるとはではなく、川崎市内で再エネをみんなで使うことがよいと思います。FIT頼みは好きではない。

化石燃料由来の電力を使う人だけではなく使わない人にも広くFITによる排出量削減の負担が付け回されることには疑問がある。

○藤野部会長

はい、ありがとうございます、確かなものにするため、細かいことでもこだわって、特に副作用への対応やメリットについて明確に示すことも大事だと思います。

他はいかがでしょうか。もしよろしければあいうえお順で一言ずつ頂いこうかなと思います。まずは赤川委員いかがでしょうか。意見がなければなくてもよろしいです。

○赤川委員

音声聞き取りにくいところがあり、重なってしまったら申し訳ありません。

○藤野部会長

どうぞ遠慮なくお願いします。

○赤川委員

聞けば聞くほど太陽光発電が本当に必要なのかという疑問があるので、建設業の方が導入するにあたり疑問に思うことは解決していかなければならない。他県的设计事務所のメ

ンバーと話をするときには廃棄のプロセスが非常に問題になっているが、川崎市は現状でどのようにされているのか。

○藤野部会長

以上までが質問ですか。できれば全部言い切って頂けるとありがたいのですが。どうぞお願いします。

○赤川委員

太陽光パネルが10年間同じ電力を発電できるかも疑問がある。経過的に電力が落ちていたりすることも考えられるのではないかと。付けた時だけで良いのかも気になると思います。

○藤野部会長

ありがとうございます。続けて浦野委員お願いします。

○浦野委員

まず個人的には金額っていいのか、建築主、供給事業者に対する義務は分かるが、結局末端でお金を払う、分担させられるのは例えば戸建てを建てる場合では施主・買い手でしょう。買う人は太陽光発電の自体の値段が見えないと判断が難しく、個人的には、買主の了解が取れないと思う。太陽光発電の設置に関する費用がこれだけ、と言われたら、いらぬ、となる。東京の状況は分からないが、全体の料金の中に蓄電池も組み込んで提案しているのか、太陽光パネルと蓄電池がいくらですと見ると反対されると思う。その辺、どういった工夫が必要なのか分からないため、妥当性を聞かれても、妥当性かどうかは今の時点では分からない。

また、赤川委員からも意見があったが、導入時にだけ促進して補助金を出しても、耐用年数があるのでその後取り外しのことや、水漏れについては先ほども不安になる発言がありましたけど、その時の対応をどのようにするのか。それを考えておかないと、今後、空き家が増えた時に太陽光パネルをついたままで危ない状態になっていたら、子どもや孫が外さないといけないということも考えておかないと、家とかビルとかを引き継ぐ相続する人は大変だと思いました。以上です。

○藤野部会長

はい。ありがとうございます。大川原委員お願いします。

○大川原委員

ヒアリング内容を見させて頂いて、ごもっともだという意見が多い。ヒアリングをこれだ

け調査し、皆さんの意見を聞いていますので、今後も引き続き皆さんの意見をヒアリングして頂けると良い。私は川崎建設業協会の一員として参加させて頂いているのですが、弊社にも近い将来、エンドユーザーから太陽光パネル設置と蓄電池の要請が来ると思われますので、ヒアリング内容等を協会員 100 社程度ですが、会員への周知を促して、これからもいきたいと考えています。

○藤野部会長

ありがとうございます。事務局、簡潔にお答えください。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

それでは順番に説明させていただきます。

○藤野部会長

他にも委員の方から意見を受けますので、簡潔にお願いします。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

まず、廃棄プロセスと課題ということ、また川崎市がどうなっているかということについてですが、廃棄については、基本的に個人が自営で解体することの想定は難しいと考えていますので、廃棄については産廃の許可になると考えております。川崎市では、通常産廃許可業者が国の示しているガイドラインに沿った形で進めていくことになろうと考えております。

また、発電電力が落ちていった際に、初期だけ補助するだけでそのままよいのかということについての考え方は 2 点ある。一つは今回ご紹介させていただこうと考えております PPA 手法は発電電力が下がった際に、PPA で設置した事業者ではなく市民が発電した分のお金を支払う制度であるので、PPA 手法などが普及していくことでメンテナンスも含めて事業者の方でやっていただくもので、PPA 事業自体、国からの補助もある制度のため、市民の方々の負担や継続的なリスクは緩和される形になろうかと考えています。また、メンテナンスも含まれますので将来的に廃棄することを含めてのプランも考えられますので、単に初期に設置する以外の手法にも様々な手法があるということを、まずはご理解いただくことが重要と考えております。あわせて、廃棄にも関わりますが、今年 4 月に積み立ての制度が開始されており、7 月から第 1 回が開催されていると思いますが、太陽光発電の廃棄に関するリサイクル料金のようなものを徴収する制度が国の方で開始されているため、そういった制度の中で回っていく形になるのではないかと考えております。

また大川原委員のご意見ももっともと考えてございます。多くの意見を聞くためにヒアリングと合わせて、事業者向けにはアンケート調査も予定しておりまして、その中で一つでも多くの意見を伺いながら対応していきたいと考えてございます。

○藤野部会長

一点だけ、ただアンケートをするとみんな不安だ、分からないという回答で終わってしまう。ちゃんとした情報も同時に伝えない限り、同じ答えしか返ってこないと思う。

続いて、小泉委員お願いします。

○小泉委員

この後の事業者の評価支援制度について発言させていただきたい。この再エネ義務制度に関しては特に意見はありません。以上です。

○藤野部会長

ありがとうございます。では続いて志水委員お願いします。

○志水委員

温暖化対策推進センターの志水です。個人的に7年前に家を建て直した時に、私から太陽光パネルの話をしたのだが、建築会社の方からはあまり良い話が出ずに終わってしまった。その際は説得もしなかったし、されなかったので知識がなかったのだと思います。結果として太陽光パネルはついていない。市民、施主の立場からすると、最初に家を建て直そう、建てようと思った時には住宅展示場や建築会社の比較をする際に、その時点から何となくこういうことがあるよという知識があれば、その後建築会社が決まったときに話がしやすいのではないかと思います。

また、温暖化対策推進センターの職員として、資料5の17スライド目にて、当センターに総合窓口・事務局機能設置と記載がありますが、なんとなくお話は伺っているが、改めてこの意味についてお答えいただけたらと思います。以上です。

○藤野部会長

ありがとうございます。あともうひとつ、平野委員お願いします。

ミュートで、ビデオがオフのようなので、お待ちする間に今の2つについてお答えください。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

最初の早い方で、やはり太陽光は市民側から提案されても、実際に受ける施工側のPRといますか、営業をかなり上げていくことも必要とっておりますので、説明の義務化、あるいは総合支援の中での広報、育成等が非常に重要な課題だと思っておりますので、義務制度と合わせた総合支援の中でしっかり進めていくのが事業課題と捉えてございます。

二つ目の総合支援の枠組みの中の事務局機能については担当からご説明させていただきます。

○飛田脱炭素戦略推進室係長

脱炭素戦略推進室の飛田と申します。P17の枠組みのイメージは、大きな箱物を作るイメージではなく、参画事業者ABCとして市内の色々な事業者の一つ一つが、相談拠点になるようなものをイメージしております。建設事業者や電気工事事業者に直接、市民が相談すると、いきなり商談が始まってしまうという懸念点もあるので、あくまでもイメージですが、市民の皆様が太陽光発電についてそもそもどのようなものなのかといった一般的な話を受けられるようなことをイメージしているところをございまして、温暖化センター様とこの資料をもって、必ずやっていただきたいということではなく、引き続き連携しながら進めていくことが必要と思います。

○藤野部会長

よくよく、よく調整をしてください。よろしくお願ひします。
では平野委員お願ひします。

○平野委員

よろしくお願ひします。ただ、専門と遠いのでご参考としてのコメントです。5つあります。1つ目は設置義務化について、温室効果ガスの排出削減に資するのか、LCAの観点から見て、本当に設置すると二酸化炭素の削減に役に立つのかというところで確実なところには義務化でも構わないが、日照等も含めて、かなり限定的な範囲にもう少しなってしまうのではないかと。義務の範囲の設定が難しい一方で説明義務については分かりました。

二点目は、断熱やサッシの二重化など省エネに力を入れていく方が、全体にかかって広く薄く削減に寄与するのではないかと思います。

三点目は、やはり消費者側から見て、導入について業者に言われたからなど、戸建てで建てる時は色んなことを決めないといけない中で、この件が流れていってしまったり、業者の都合で進められているんじゃないかといった疑心暗鬼もあるので、改築にせよ新築にせよ太陽光を入れやすいように、インターフェースを整え、消費者側が中立的な目でメリット・デメリットを例えば川崎市から公的に示されており、補助金メニューもセットで気楽に相談できる形でインターフェースのやりやすさを整える努力がより必要なのではないかと思ひます。私も例えば太陽光は載せることに興味がありますがどこにどう相談したら良いか良く分からないと思ひたこともあります。消費者と業者との間のインターフェースを整えることが重要ではないかと思ひます。

四点目は、太陽光パネルだけではなく、蓄電池をセットで設置することや、太陽光パネルの売り込みに関しても、災害時にもお年寄りの二人の家庭にすごくメリットがありますよ、災害時にこんな価値が得られますという、夏暑い時に台風でやられても電気やクーラーが使えるなどの価値提案とセットになると太陽光パネル単独というよりは、もう少し付加価値

値をつけてセットとして提案された方がより広がると思います。

五点目、価格の問題から言うと、東京で言うと、三井や小田急の戸建てなど色々な種類がありますが、割と高価格帯で売り出している戸建てはエネファーム等がついており、そういう大手企業を狙って、太陽光を建売の時には設置くださいといった説得をして個別撃破していく等の手も考えられると思いました。

いずれにしても少しそういう市民の意見プラスアルファとしての意見として受け取って頂ければと思います。以上です。

○藤野部会長

ありがとうございます。村上委員いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○村上委員

私からは三点あります。一点目は、除外という言葉が資料 3-1 でも使われていましたが、除外規定を作るのが大変かなという印象。除外というのは、義務化がなくなるという意味なのか、設置ではなく P P A 事業に必ず誘導するという意味なのか。除外された後どうなるのか知りたい。

あと二点目、太陽光設置を設置する上で、色々な要因で天候に左右されるので系統電力に迷惑をかけないという観点で蓄電池とセットで誘導するのが良いと思っております。太陽光設置義務化をする中で、補助をするお金の原資は市として年間どの程度確保の見込みがあるのでしょうか。

三点目、制度策定の背景として、第 1 章で国内産業の競争激化の話があったが、義務化の制度の目的・狙いについて、義務化を行うことで企業の競争力にどう繋がるのか義務化される側にとって明確にうまく繋がっていない印象がありました。その辺り企業にとって取組むプラスの部分の部分を制度の目的・狙いに加えた方が良いのではないかという風に思いました。以上です。

○藤野部会長

ありがとうございます。最後になりますが、和合委員お願いします。

○和合委員

和合と申します。ヒアリングの結果から、周知広報については考えないといけないと言われていたと思います。11 月 12 月でパブコメを出して、ここで市民のみなさんに公開されるものと思っており、条例改正のときに、大々的に市民の皆さんに広報していくものと理解しておりますが、この 1 年間で行政側から一方的に市民の方や事業者に広報するのみで、果たして正しく理解していただけるのか、どうやって広報するのかと思っています。条例について議論している段階から市民や事業者に参加してもらって関係人口を増やして主体的に参

画する体制を作った方が、条例を施行したときにもっと理解が得られるのではないでしょうか。恐らく条例を公開されたときに市民の方で賛否両論別れると思っており、ヘイトスピーチ条例だとヘイトスピーチはしてはいけないよねと多くは理解できると思うだろうが、設置義務化となると嫌だなと思う市民も多いと思うので早めに市民の方に条例を作る段階から参加していただくなどの広報が重要だなと思いました。

また、太陽光パネルについて一市民としての疑問なのだが、太陽光パネルは中国製が多いと聞いております。ロシアで戦争があって、エネルギー供給の問題があった際、中国もその可能性があり、その際にどうするのでしょうか。川崎で太陽光パネルが作れると良いが、実際は難しいものなのでしょうか。以上です。

○藤野部会長

時間が押していることもありますので、本日完全に答えてもらう必要はないのですが、方向としてお答えいただけますでしょうか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

はい。それでは端的に回答させていただきます。

まず平野委員からのご指摘に対して、LCAの観点から見ても、CO2削減の観点から確実にある場合に義務化を課すべきという点はそういう視点もあると考えております。明らかに日照条件等が悪い場所は除外するとしても、基本的にはCO2削減につながるといったところも示したうえで義務を課すことはしっかり進めていきたいと考えてございます。

また省エネに力を入れるということについては、国の方ではかなり省エネ制度が進んでおり、今後も進んでいくことを踏まえ、国と地方行政で考えた際に、再エネの方が国の方でしっかり進めるには余地があるところを今回、川崎市として切り込んでいきたいと考えております。あくまでも再エネだけ川崎市で行うということではなく、省エネを軸にしながら、再エネも両方進めていくというスタンスは変えずに検討を進めたいと考えております。

消費者側から見て、インターフェース上のやりやすさ、中立性ということについては市が新しい総合支援の枠組みを作る際には川崎市の名前がある事業者の登録組合や市のネームバリューの中立的のある立場を使って、登録事業者を使ってもらえるようなインターフェースを構築していきたいと考えてございます。

また、蓄電池について災害時の価値提供とセットで進めるという点をご意見の通りであるのでしっかりPRしたいと考えてございます。

価格の問題について、大手は国の目標とFIXした形で進むのでそこは達成していただきたいが、国の目指す6割達成も市内でも目指し大手を仲間に入れつつ、それ以外の義務対象事業者も御理解をいただけるように並行して進めていきたいと考えているところでございます。

また、村上委員からご指摘のあった除外規定については東京都も今後、技術検討会を進め

る中で詳細を詰めると伺っている中で、川崎市でも専門的な御意見を議論しながらそのうえで、除外規定を設けたいと考えてございまして、除外規定による義務の取り扱いについては今の時点では決まっていないのですけれども、行政だけで決めた形ではなく、しっかり根拠のある内容を積み上げた上で、除外規定を示していく必要があると考えています。義務化の除外規定で義務自体が除外されるのか、PPAなどの他の手段に誘導するかについては、先ほどと同じ回答になるが、現時点では決まっていない状況でございますが、義務を単純に除外するのではなく、達成できない場合に他の提案を満たせるかを確認した上で、それも不適合であるとするような段階的な除外も考えております。

蓄電池の補助の財源の見込みは市役所全体の予算との兼ね合いもあり、まだ分からない。指針全体の市役所全体の兼ね合いをある。ただ、現時点で再エネや蓄電池に関する既存の補助制度はございますので、その見直ししながら支援を強化していくことも考えてございます。また、企業の競争力強化に…

○藤野部会長

もう少し簡潔に回答いただきたい。時間がない。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

失礼しました。企業の競争力強化については分かりやすく示していきたいと考えております。

また和合委員からの指摘、周知については、今、事業者中心になっておりますが、市民の皆様にご理解いただけるような場を設定しながら検討していきたいと考えております。

○藤野部会長

どうしてもご発言されたい方がいたらお願いしたい。非常に重要な点である。

小林委員お願いします。

○小林委員

ありがとうございます。時間が押している中で申し訳ありません。

色々お話を聞いていて、太陽光発電が特殊なものだと思われているとすごく痛感しました。私自身は2000年から太陽光パネルを設置して合計すると20kW以上発電しているが、大変信頼性があるパネルだと思っています。2000年に設置したパネルもほとんど発電量が落ちていない、ですが、やっぱり特殊なものだと思われていると思います。

東京都のデータだと、新築の戸建てのうち、最初から太陽光パネルが設置されているのは13%程度と聞いており、特殊なものかなと思いました。実際には壊れて40万円くらいかかったのですが、排ガス規制で値段が高くなった燃費のいい車だって壊れる。太陽光もいつか壊れるし、いつかはリサイクルもしなければならないが、壊れるのは当たり前の商品。だが

設置して 20 年もすれば儲かる。そういうものを展開されるのは私としては不思議である。

答申の中で丁寧に事実を書いておかないと、最初から太陽光がいい、CO2 を減らすために必要だと言われるだけでは説得されないということがよく分かった。

本当に良いものであり、事実と異なることが流布されているので驚きました。中国製というのは副作用で日本企業が撤退してしまったことによりますが、これはともかくとして例えば LCA 評価ということで、私が設置しているパネルは北側に設置していて 6 割しか発電しないのだが、それでも 4 年程度で投資回収できたので問題はないのですね。費用対効果もあるので、LCA を疑われることもないし、リサイクル工場も動いているので、事実をしっかり伝えるべきだと思います。PPA モデルについては儲からないという話も聞くので、初期投資をする余力のある人は初期投資をした方が良い。言い出したらキリがないのだが、丁寧に説明して頂かないと、みんなにお願いして当然なんだと確信をもって記載しないと混乱する感じがいたします。再生可能電力の除外条件については重要なテーマだが、次回伺いたい。

(15時30分 田村委員退席)

○藤野部会長

ありがとうございます。他に現時点で発言したい方はいらっしゃいますか。宜しいですか。

私は今回非常に危機感を持ちました。このままでは条例通らないのではないかと思います。非常に厳しいことを求めうることなので、最初にご指摘のあったように、法律的に対応しうるものなのか、今回は玉虫色の回答が多すぎたので、しっかりやり直していただかないと、部会長としてこのまま議事進行をできる自信は、今日のことについては残念ながら皆さんの疑問が解消されたとはとても思えませんでした。次回までにしっかりと資料を準備していただけたらと思います。私からは以上になります。

それでは次の議事進行に進みたいと思います。次は審議事項 3 の新たな事業者評価誘導支援制度の全体素案ということで、残り時間も少なくなっているので説明を手短にお願いします。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

それでは、誘導支援制度についても今回ご意見を頂きたいところを中心にご説明させて頂きます。資料の 10 スライド目。今回、評価支援制度については A B C での評価をしてまいりまして、評価するにあたっては、専門的知識を有する有識者等による評価をしていきたいと考えております。また、次のスライドで評価を行う項目について御意見をいただきたいと考えております。評価項目として、左側に 2030 年の目標達成に関する項目、右側に 2050 年カーボンニュートラルに向けて必要と考えられる項目を整理しているところがございます。次のスライド以降で簡単ご説明させていただきます。

スライド 14 の評価基準について、どういった内容の場合に A 評価になるかのイメージで

す。評価項目のCO2削減割合については、温対計画で2030年度の目標を掲げておりますのでそれぞれの部門別の数値に沿っているかどうかを確認します。エネルギー消費原単位についても省エネ法で要請する数値を基準に設定しております。また、次の(3)については再エネ電源や電力排出係数などの評価項目について、エネルギー基本計画の目指す2030年度の目標値に沿っているかということの評価基準と設定してはどうかと考えております。また、次のスライド以降も、16スライドでは電化率、17スライドでは燃費、18スライドではEV/FCVのイメージを載せております。このような点について、2030年度の目標を目指した数値に沿っているかどうかを配点の考え方にする形で整理しております。

また、評価軸2というのを19スライド以降にお示ししております。2050年カーボンニュートラルに向けて、①から⑧にあるようなグループ全体の事業者の取組を評価するイメージしております。①については必須項目としつつ、②から⑧は任意項目を設定したうえで、1つでも多くの取組を実施してもらうことを想定しております。

次はお時間の関係で割愛させて頂きまして21スライドまで飛ばして、評価結果の公表についてでございます。評価結果の公表について、評価結果を利用して行動していただくという点と市の説明責任に当たった目的を記載しております。また、スライド22の右下の部分について、各会社の評価内容がわかるような形での公表を想定しております。フォローアップとして、公表をするにあたり時限措置・経過措置、フォローアップ等も設けていく必要があると考えております。

また、簡易版制度として、義務対象とならない事業者への簡易版制度として25スライドにまとめておりますが、CO2排出量の削減割合及び再エネといったいわゆる温対計画の目標に沿った項目等について必須項目として報告いただく制度を検討しているのご意見を頂ければと考えてございます。

また、誘導支援については27,28スライドに示しておりますが、2030年度目標の達成に向けた誘導支援として、助言指導の機能を強化することが必要と整理致しました。また一方で2050年カーボンニュートラルに向けた誘導支援については、グリーンイノベーションを中心に進めることを検討してございます。

30スライドは、中小規模の事業者向けの支援として、特に経済型支援をしっかりと検討していく必要があると認識しており、その他の支援も進めていくことを整理させて頂きました。

以上、駆け足でしたがご説明した点についてご意見をいただければ幸いです。以上でございます。

○藤野部会長

すみません。少しプレッシャーをかけ過ぎたかもしれません。

全員というよりはコメントされたい方をお願いしたいと思いますので、先ほどこちらに備えてあまり発言されなかった小泉委員と平野委員からは是非お願いします。

○小泉委員

はい。ありがとうございます。まず、新たな事業評価制度について 2030 年度と 2050 年度に分けて評価することは非常に良い方法だと思います。

評価について、各事業所で環境担当等が苦勞されてやっていると思うが、各事業所の客観的な位置を知ってもらい、川崎事業所のトップであるとか、本社経営陣にも現状を把握してもらうのによいツールだと思います。一方で、一般の市民への結果公表については慎重に取り扱っていただきたいと思います。制度制定から 3 年間は高評価のみなど、慎重に対応いただきたいと思います。事業所によっては廃棄物の循環、サーキュラーエコノミー等で重要な役割を有している事業者もあります。発電、運送業などの社会的インフラの役割を担っている事業者もあります。こうした事業者が、当面、省エネについては目一杯取り組んでいる中で、化石燃料以外への代替が難しい事業者については、C 評価にならざるを得ないものもいると思います。その中でも 2050 年に向けてのイノベーションは頑張ってもらうものとしても、ある程度廃棄物循環、社会インフラなどの役割を有する企業については市民の理解を得ながら工夫して公表する等の配慮をお願いしたいです。

私は中小企業経営者の話を聞く機会もありますが、現段階では中小企業で CO2 排出削減を優先課題として取り組んでいる企業は少数派であると認識しております。原料高、コロナ対応などの現実的課題に追われており脱炭素どころではないという声も聞かれます。一方で先進的な取り組みをしている事業者もいるので、是非そういう事業者については取り上げて公表していただき、地域の工業団地や工業団体、業界団体等でリーダーとして取り組んでもらった上で脱炭素取組みを中小企業全体に広げていただきたいと思います。リーダーの次の 2 番手、3 番手の企業に広がるようにやっていただきたいと思います。以上でございます。

○藤野部長

どうもありがとうございました。それでは平野委員からもご意見を頂いて事務局に回答頂きたいと思います。お願いします。

○平野委員

資料でまず質問なのですが、スライド 9、業種ごとに CO2 削減の基準の設定について、業種区分の大きさはどの程度でしょうか。鉄鋼やセメントは CO2 を大量に出す産業だが、同じ製造業でもそうでもない製造業もあるところ、どれくらいの細かさなのか気になります。

2 つ目の質問ですが、スライド 7、域外の CO2 削減の取組とは何でしょうか。3 つ目の質問ですが、エネルギー消費の原単位は会社ごとにあると思いますが、事業所ごとにこの数字は簡単に出せるのでしょうか。ヒアリング結果を教えてくださいたいと思います。膨大な手間なくして、事業者が出せる状態なのかが質問です。

コメントになりますが、CO2 の削減量を求めていくと、事業撤退をすると大きく減ると思

うが、それは本当に目指すべき姿なのでしょう。評価軸として、生産額当たりのエネルギー消費を盛り込まないといけないのではないのでしょうか。生産額を大きく減らして撤退によって CO2 排出削減を達成するのは川崎市では望むところではないと思われるので観点に盛り込んではどうでしょうか。

2点目で、スライド9、評価については2段階で評価基準見直しがあるということで、分かりにくいではないのでしょうか。既存評価がAだったものが、評価基準が変わってCになるということだと過去の頑張りが評価されなくなります。既存の形のA,B,Cの評価を残しておいて、新たに2030年度からの逆算基準でもクリアしたら、追加的にS評価するなど、新しい上のランクの評価を新たに公開するなどした方が、既存の今までの努力ではこれだが、新しい目標を達成したか否かとなっている方が、急に数値が落ち込んだようにみえるため、見せ方を一工夫してはどうでしょうか。市民から見ても、ある企業が急にだめになったと思われる懸念があります。

スライド12、評価軸について、中長期的なイノベーションに関して質的なものを定量化する作業のため、しっかり考えないと設定が難しいと思う。スライド20で2050年の目標を語っていて、右側に2030年のCO2削減目標が記載しており、少し整合性の話が見えてこない。2030年の目標から逆算して評価軸①のようなものを業種別にして設定した方が良かったのではないのでしょうか。

スライド25、簡易版制度は使いやすいと思っており、むしろ高い評価を得る以前の段階をもう一つ評価してあげて、これに手を挙げただけで何か取組に参加していますということで事業者としての評価や認証をしてあげても良いのではないかと思います。参加しただけでワンステップ、その上で達成されたらワンステップとした方が、中小企業の方がより参加しやすいと思います。以上です。

○藤野部会長

はい。どうもありがとうございました。事務局の方から回答をお願いします。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

小泉委員からのコメントについて、本社でも使ってもらえる制度を目指していきたいと考えております。公表につきましては、経過措置についても考慮しながら検討していきたいと考えてございます。廃棄物、エネ転等CO2排出削減量の目標達成が困難な分野もあると思います、全てをAを取ることは難しいと思いますが、総合的に評価する仕組みの中でバランスのとれた評価制度を目指していきたいと考えております。中小企業についてはトップランナー支援と、簡易版制度等を組み合わせて検討したいと考えております。

平野委員からのご意見に対して、業種の細かさについては、温対法上の6分野（部門）を想定していたため、改めて相談させていただければと考えております。

域外のCO2削減の取組はスライド19に記載のとおり川崎メカニズム認証制度があるの

で、その制度を活用したいと考えてございます。

生産額当たりのCO2排出削減効果については項目立てて相談させていただきたい。

スライド9、2030年度の評価軸の逆算については2013年度から2030年度の目標を逆算して設定し、同じ値で運用することを想定しており、数字を毎年逆算するものではございません。簡易版制度については、小泉委員の意見を踏まえて連携して進めていきたいと思えます。

○鈴木脱炭素戦略推進室

補足として、電力係数については、現状の制度でも既に提出頂いている数字なので把握可能と認識してございます。

○藤野部会長

ありがとうございます。補足としてヒアリングの結果も見ていきかけたのですが、すみません。ご意見があれば是非挙手頂ければと思います。小林委員お願いします。

○小林委員

先程平野委員と小泉委員の意見と関連するかもしれないが、Jクレジットやパリ協定6条の削減クレジットは、削減量にカウントされるのか。つまりセメントや鉄など削減する技術がない人にとってはできたらカウントしてほしいと思います。

それから答申では環境のあるべき姿は環境審議会で議論して、施策・運用は市役所の裁量で考えてほしいと思います。あらゆる事項を環境審議会で議論するのは違うと思いますし、審議会での議論のとおり運用しなければならないとは全然思っておりません。

その他はだんだん煮詰まってきた印象を受けましたのでサポートさせていただきます。

○藤野部会長

ありがとうございます。委員の皆様いかがでしょうか。和合委員の発言のように、この資料を一般の市民が読んで分かるようになっていないと、委員からからのご疑問が出るのはもったもだと思えます。初めての論点で、市民のご理解を得るためには、東京都ではやっているという話では川崎市民には通用しないので、川崎市が責任をもってエビデンスに基づいてわかるどころと分からないことを明確にしたうえで回答していただくようにしていただきたいと思います。次回以降の部会のスケジュールも決まっているが、今のスケジュールでは委員の合意が得られるのか非常に不安に思いました。

他にご意見なければ今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

はい、それでは報告事項資料7でございます。次回第3回は8月22日を予定してござい

ます。本日のご意見を踏まえて、報告予定でございますので補足資料等も考えながら第2回部会の意見を踏まえた上での第3回といった形の資料を作成して参ります。大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤野部会長

追加意見がありましたら是非お願いしたいです。今のままの資料の作り方でいいのかは事務局で議論して頂いて、論点がしっかりしている資料の作成を事務局にお願いしたいと思います。それでは議事を事務局にお返しいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

ありがとうございました。本日の第2回の部会はこれにて終了させていただきます。次回の部会につきましては、8月22日の開催を予定しており、開催形式については本日同様にオンラインと対面のハイブリットでの開催を予定しております。委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

16時00分閉会